

議会運営委員会決定資料

委員会付託件名表

平成三年三月六日第一回福生市議会定例会

付託委員会名	議案(請願・陳情)番号	付託件名
総務委員会	議案第三十六号	福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例

第一回福生市議会定例会会議録 (第四号)

平成三年三月七日福生市議会議場に第一回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一番	田村正秋君	二番	大森進君	三番	野口秀世君
四番	浜中輝夫君	五番	須釜亮次君	六番	南木繁男君
七番	佐藤慶二君	八番	林田武君	九番	在原敏博君
十番	村野和一郎君	十一番	松山清君	十二番	原敏子君
十三番	遠藤洋一君	十四番	赤星行	十五番	齋藤巽君
十六番	井上寅吉君	十七番	上野重勝君	十八番	小野沢久君
十九番	堀川寅實君	二十番	指田保雄君	二十一番	東田正治君
二十二番	宮沢良一君	二十三番	仲村清信君	二十四番	村尾栄次君

欠席議員は次のとおりである。

なし

欠員は次のとおりである。

なし

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 古谷 正夫君 議事係長 島田 幸治君

臨時速記
事務補佐員

山川 芳子君

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 石川 彌八郎君 助役 浅見 裕康君 収入役 内田 和雄君

教育長 来住野 和也君 企画財政部長 野沢 久人君 総務部長 森田 進君

市民部長 岩崎 好亮君 福祉部長 石川 和夫君 建設部長 小野 光朗君

教育次長 矢崎 茂夫君 監査委員 黒田 登君 選挙管理委員長 川辺 登茂次君

行政推進
担当参事 関口 清君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

平成三年第一回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 三月七日（木）午前十時

日程第一 議案第三十七号 福生市の一般職の職員の平成三年三月期期末手当の支給割合を定める条例

日程第二 議案第九号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第三 議案第二十四号 福生市ふっさ十景選定審議会条例を廃止する条例

日程第四 議案第十号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第五 議案第十一号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第十二号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第十三号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第八 議案第十四号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第九 議案第十五号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

日程第十 議案第十六号 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例

日程第十一 議案第十七号 福生市文化財保護条例の一部を改正する条例

日程第十二 議案第十八号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例

日程第十三 議案第十九号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第十四 議案第十九号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第十五 議案第二十号
日程第十六 議案第二十一号
日程第十七 議案第二十二号
日程第十八 議案第二十三号
日程第十九 議案第二十五号

福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例
福生市都市公園条例の一部を改正する条例
福生市職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例
福生市プチギャラリー条例
（仮称）熊川・松原線改良事業（歩道橋）の事務の委託を受けることについて

日程第二十 議案第二十六号
日程第二十一 議案第二十七号
日程第二十二 議案第二十八号
日程第二十三 議案第二十九号
日程第二十四 議案第三十号
日程第二十五 議案第三十一号
日程第二十六 議案第三十二号
日程第二十七 議案第三十三号
日程第二十八 議案第三十四号
日程第二十九 議案第三十五号
日程第三十 陳情第三十一号
日程第三十一 陳情第三十二号
日程第三十二 陳情第三十三号
日程第三十三 陳情第三十四号

日程第三十四 陳情第三十五号
日程第三十五 陳情第三十六号

平成二年度福生市一般会計補正予算（第五号）
平成二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）
平成二年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）
平成二年度福生市受託水道事業会計補正予算（第三号）
平成三年度福生市一般会計予算
平成三年度福生市国民健康保険特別会計予算
平成三年度福生市老人保健医療特別会計予算
平成三年度福生市下水道事業会計予算
市道路線の認定について
市営斎場建設に関する陳情書
青梅線以東への消防団設置に関する陳情書
青梅線以東への地域体育館建設に関する陳情書
市立福生保育園の新園舎完成以後も現在のままの形態で運営していくことを求める陳情書
老人保健法「改正」についての陳情書
「新学習指導要領の撤回を求める意見書」提出についての陳情書

午前十時 開議

○副議長（井上寅吉君） ただいまから平成三年第一回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○副議長（井上寅吉君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（古谷議会議務局長報告）

一、追加議案の送付について（別添参照）

二、陳情書の受理について（別添参照）

○副議長（井上寅吉君） 以上で報告は終わりました。

○副議長（井上寅吉君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 村野和一郎君登壇）

○議会運営委員長（村野和一郎君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日、本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに市長からの議案一件と陳情書が二件提出されておりますので、新たに提出されました議案を日程の冒頭に組み、次いで、きのう残りしました議案の順に編成し、最後に、新たに提出されました陳情二件を組んでおります。なお、新たに提出されました議案一件と陳情二件の取り扱いにつきましては、議案につきましては慎重審議の上、即決とし、陳情二件につきましては、各委員会に付託することとしております。

以上のとおり議運としては決定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（井上寅吉君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願いをいたします。

○副議長（井上寅吉君）　これより日程に入ります。

日程第一　議案第三十七号　福生市の一般職の職員の平成三年三月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役　浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君）　御指名をいただきましたので、議案第三十七号　福生市の一般職の職員の平成三年三月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして、提案理由並びにその内容の説明を申し上げます。本条例は、提案理由にございますように、福生市の一般職の職員に対して支給いたします期末手当の支給割合を定めようとするものでございます。

条例の第一条は、職員の給与条例の規定に基づきまして、三月期期末手当の支給割合を定めるというこの条例の趣旨でございまして、第二条におきまして、支給割合を百分の五十五といたそうとするものでございます。

また、今回の人事院勧告に準じます職務段階別加算措置につきましては、別途御提案を申し上げておりますところの福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により規定化をいたしております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださるようお願いを申し上げます。

○副議長（井上寅吉君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第三十七号について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君）　御異議なしと認めます。よって議案第三十七号は、原案のとおり可決されました。

○副議長（井上寅吉君）　日程第二　議案第九号　福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例を議題といたします。
一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長　森田　進君登壇）

○総務部長（森田　進君）　御指名をいただきましたので、議案第九号　福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、本案の提案理由でございますが、平成二年度の人事院の勧告は昨今の経済情勢や民間の給与の上昇等を考慮いたしまして勧告を行っておりますが、その中で、年間の期末手当の支給月数につきましては、現行の支給月数に〇・二五ヵ月分を加算する勧告があり、さらに期末手当の加算措置として、現行の手当額算定の基礎額に二〇％以内の額を加算し、平成二年四月に遡及して支給するという勧告がなされ、国においては、既に実施されております。また、東京都においても、人事委員会から国に準じてその状況等を考慮した勧告がなされまして、同様の改定を行い実施しております。そこで、当市におきましても、国、東京都及び他市の改正状況等を考慮いたしまして、議員につきましては、本条例の改正案を御提案申し上げます。

それでは、改正の内容につきまして御説明を申し上げます。

第五条第二項中の「報酬の月額」を「報酬の月額に、報酬の月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額」に改めまして、支給しようとするものでございます。また、各期ごとの支給月数につきましては、三月に支給する場合につきましては、「百分の五十」を「百分の五十五」に、六月に支給する場合におき

ましては、「百分の二百十」を「百分の二百二十」に、十二月に支給する場合におきましては、「百分の二百五十」を「百分の二百六十」に、それぞれ改めようとするものとさせていただきます。したがって、年間の支給月数といたしましたのは、現行の五・一カ月分を〇・二五カ月分増率いたしましたして、五・三五カ月分にしようとするものでございます。なお、改正に伴う必要財源は総額で一千百六十九万余円と相なります。次に、附則でございしますが、第一項及び第二項は改正条例の施行期日等を定めたもので、本条例は公布の日から施行いたしましたして、改正後の条例は平成二年四月一日から適用しようとするものでございます。また、第三項は期末手当の内払いを定めたものでございまして、改正前の規定に基づいて、適用日からこの条例施行の日の前日までの間に福生市議会の議員に支払われた期末手当は、改正後の規定によって支払われた期末手当の内払いであることを定めたものでございます。なお、支給方法につきましては、本条例が改正された後、できるだけ早い時期に精算させていただきたいと、かように考えております。

以上、大変雑駁な説明でございしますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（井上寅吉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九号は総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第九号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長（井上寅吉君） 日程第三 議案第二十四号 福生市ふっさ十景選定審議会条例を廃止する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第二十四号 福生市ふっさ十景選定審議会条例を廃止する条例につきまして、提案理由と内容につきまして説明申し上げます。

市制二十周年記念事業といたしまして、ふっさ十景の選定を計画し、このために審議会の設置をお願いいたしましたところでございますが、昨年十二月三日に答申をちょうだいいたしましたので、今年一月四日に告示をいたしまして、ふっさ十景を決定させていただきました。おかげさまで所期の目的を達成することができましたので、ふっさ十景審議会条例につきまして廃止いたそうとするものでございます。

なお、廃止条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございしますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（井上寅吉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十四号は、原案のとおり可決されました。

○副議長（井上寅吉君） 日程第四 議案第十号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第十号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、本案の提案理由でございますが、ただいま御議決をいただきました福生市ふっさ十景選定審議会条例を廃止する条例に伴います改定と、福生市の非常勤の特別職であります医師等の報酬額につきましては、毎年、西多摩医師会と西多摩の市町村長の代表との間で協議を行いまして、その額の見直しを行っておりますが、先般平成三年度の額が決定いたしましたので改正をしようとするものでございます。

それでは、改正の内容について御説明を申し上げます。
まず、別表第一中、ふっさ十景選定審議会委員につきましては、審議会の廃止に伴い削除いたそうとするものでございます。次に、医師等の報酬でございしますが、産業医の報酬月額を、現行の「五三、三〇〇円」を千九百円引き上げまして、「五五、二〇〇円」に。予防接種医の月額を、現行の「二六、五〇〇円」を千円引き上げまして「二七、五〇〇円」に、福祉事務所嘱託医の月額を、現行の「一〇五、〇〇〇円」を三千円引き上げまして「一〇八、〇〇〇円」に。市立保育園嘱託医の月額を、現行の「二〇、一〇〇円」を七百円引き上げまして「二〇、八〇〇円」に、市立保育園嘱託歯科医の月額を、現行の「一二、六〇〇円」を四百円引き上げまして「一三、〇〇〇円」に改めようとするものでございます。

次に、学校医でございしますが、現行の月額「五三、三〇〇円」を千九百円引き上げまして「五五、二〇〇円」に、学校医で二校以上を兼務する場合は、二校目からの学校一校につきまして、現行の「三五、二〇〇円」を千二百円引き上げまして「三六、四〇〇円」に改めようとするものでございます。また、学校

歯科医につきましては、現行の月額「三五、二〇〇円」を千二百円引き上げまして「三六、四〇〇円」に。学校薬剤師は、月額を現行の「一七、三〇〇円」を七百円引き上げまして「一八、〇〇〇円」にそれぞれ改めようとするものでございます。なお附則でございしますが、この条例は平成三年四月一日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（井上寅吉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案第十号は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第十号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長（井上寅吉君） 日程第五 議案第十一号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第十一号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

● 本案につきましても、議案第九号で提案させていただきました福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の改正内容と同様、福生市長等の特別職につきましても、期末手当の年間支給月数及び職務段階に応じた加算措置について、本条例を改正させていただくため御提案を申し上げます。

● それでは、改正の内容につきまして、御説明を申し上げます。

● 第四条第二項中の期末手当の算定基礎額を現行の「給料の月額」を「給料の月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額」に改めまして、特別職につきましても、二〇％を加算し支給しようとするものでございます。また、各期ごとの支給率につきましては、三月に支給する場合においては、「百分の五十」を「百分の五十五」に、六月に支給する場合におきましては、「百分の二百十」を「百分の二百二十」に、十二月に支給する場合におきましては、「百分の二百五十」を「百分の二百六十」にそれぞれ改めようとするものでございます。したがいまして、年間の支給月数といたしましては、現行の五・一カ月分を〇・二五カ月分増率いたしまして、五・三五カ月分にいたそうとするものでございます。なお、改定に伴います必要財源といたしまして、額にいたしまして二百五十八万余円と相なります。

● 次に、附則でございしますが、第一項及び第二項は、改正条例の施行期日等を定めたもので、本条例は公布の日から施行いたしまして、改正後の条例は平成二年四月一日から適用するものでございます。

● また、第三項は期末手当の内払いを定めたものでございまして、改正前の福生市長等の給与に関する条例の規定に基づいて、適用日からこの条例施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の規定によって支払われた期末手当の内払いであることを定めたものでございます。

● 以上、大変雑駁な説明でございましたが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○ 副議長（井上寅吉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 副議長（井上寅吉君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

● ただいま議題となっており、議案第十一号は総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 副議長（井上寅吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第十一号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○ 副議長（井上寅吉君） 日程第六 議案第十二号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

● 本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○ 総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第十二号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明を申し上げます。

● 本案につきましても、議案第十一号で御提案させていただきました福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正内容と同様、期末手当の年間支給月数及び職務段階に応じた加算措置について、本条例を改正させていただくため、御提案を申し上げます。

● それでは、改正の内容でございしますが、第三条第二項の期末手当の算定基礎を「現行の給料の月額」を「給料の月額に、給料の月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額」に改め、また各期ごとの支給率につきましては、三月に支給する場合においては「百分の五十」を「百分の五十五」に、六月に支給する場合におきましては、「百分の二百十」を「百分の二百二十」に、十二月に支給する場合におきましては、「百分の二百五十」を「百分の二百六十」に、それぞれ改めようとするものでございます。したがいまし

て、年間の支給月数といたしましては、現行の五・一カ月分を〇・二五カ月増率いたしまして、五・三五カ月分にいたそうとするものでございます。

なお、改定に伴う必要財源といたしましては、額にいたしまして七十八万余円と相なります。

次に、附則でございますが、第一項及び第二項は、改正条例の施行期日等を定めたもので、本条例は公布の日から施行いたしましたして、改正後の条例は、平成二年四月一日から適用いたそうとするものでございます。

また、第三項は期末手当の内払いを定めたもので、改正前の福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の規定に基づきまして、適用日からこの条例施行の日の前日までの間に支払われました期末手当は、改正後の規定によって支払われる期末手当の内払いであることを定めたものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（井上寅吉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十二号は総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（井上寅吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第十二号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長（井上寅吉君） 日程第七 議案第十三号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第十三号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず、本案の提案理由でございますが、御案内のように、人事院は昨年八月に平成二年度の国家公務員の給与を三・六七％引き上げる勧告を行いました。また、期末勤勉手当の年間支給割合を、現行の五・一カ月分を五・三五カ月分に勧告し、新たに期末勤勉手当の加算措置といたしまして、職員の職務段階等に応じて、現行の手当額算定の基礎額に給料及びこれに対する調整手当の合計額の二〇％以内の額を加算する措置を導入するよう勧告がなされました。このような状況の中で、当市といたしまして、国家公務員等の給与水準等を配慮しながら、本改定についていろいろと検討を重ねてまいりました。その結果、国家公務員並みの三・六七％の引き上げと期末勤勉手当の支給率の改定と職務段階に応じた加算措置の導入につきまして、本条例の改正をお願いしようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明をいたします。

まず、第九条第三項の扶養手当の改定でございますが、配偶者等につきましては、現行の月額「一万七千円」を千円引き上げまして「一万八千円」に、その他の扶養につきましては、現行の月額「六千三百円」を千二百円引き上げまして「七千五百円」にそれぞれ改正しようとするものでございます。

次に、第十条の三第一項の住居手当につきましては、現行の月額「九千円」を二千円引き上げまして「一万千円」に改正しようとするものでございます。

次に、第十一条の二の期末手当につきましては、条文に一項を加え第四項と定め、新たに導入いたしますところの期末勤勉手当の職務段階に応じた加算措置の手当額算定の基礎額、対象者の範囲及び加算率を定めたものでございます。